

# 木更津市第2次教育大綱

## 1 趣旨

平成27年4月から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、市長と教育委員会から構成する総合教育会議を設置することが義務付けられました。

また、同会議において、地域の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされ、本市では平成27年11月に木更津市教育大綱を策定し、市長と教育委員会が連携してそれぞれの施策を進めてきました。

今般、この教育大綱の期間が平成31年3月をもって終了することから、市長と教育委員会が協議、調整のうえ、新たな教育大綱を定めるものです。

## 2 大綱の位置づけ

市長は、総合計画である「木更津市第2次基本計画」を、教育委員会は、教育振興の基本計画である「第2期木更津市教育振興基本計画」を所管し、施策を推進しています。

この教育大綱は、市長が教育行政のうち、特に重点的に教育委員会と連携して進めるべき事項について、総合教育会議における協議を経て定めたもので、「木更津市第2次基本計画」及び「第2期木更津市教育振興基本計画」と同様に7つの施策から構成されます。

## 3 計画期間 2019年4月から2023年3月まで

## 4 基本目標

魅力あふれる 創造都市 きさらづ～東京湾岸の人とまちを結ぶ躍動するまち～（木更津市基本構想）

- ・人がつながり支え合うまちづくり（木更津市第2次基本計画・重点テーマ）

良好な教育環境の提供

- ・～まなびあい、きらりかがやく「教育都市きさらづ」～（第2期木更津市教育振興基本計画）

## 5 基本施策

### （1）子育て支援の充実

①児童生徒の放課後の居場所づくりを推進します。

放課後に児童生徒が安心して過ごせる場所が必要です。引き続き放課後子ども教室や放課後児童クラブに関する施設整備や担い手の確保を進め、放課後に児童生徒が安全かつ有意義に過ごせる居場所をつくり、子育てを支援します。

### （2）学校教育の充実

①小中学校の統合の検討及び学校跡地の利活用を進めます。

「木更津市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」に基づき、小中学校の再配置を進めるとともに、同方針と整合を図り、統合後の学校跡地の有効活用や社会教育施設との複合化を検討します。

②グローバルな人材を育成します。

外国語指導助手（ALT）の拡充や海外の友好都市との交流により、児童生徒の国際的な視野を養うとともに、コミュニケーション能力を高めます。

③健康な体を育むために、児童生徒の体力向上に取り組みます。

児童生徒の体力向上や健康づくりを支援していくとともに、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」を契機として、児童生徒のスポーツに親しむ意識を高めます。

④顔の見える「地産地消」給食を推進します。

児童生徒の食育や持続可能なまちづくりに対する関心を高め、郷土意識の醸成を図るため、学校給食に地元で採れた有機・無農薬米や野菜等の素材を取り入れる地産地消給食を拡大していくとともに、これをきっかけとした地域の人たちとの交流を広げます。

### **（3）青少年の健全育成**

①青少年が地域社会の一員となるよう支援します。

価値観やライフスタイルの変化により青少年が地域の人たちと交流する機会が減少しています。青少年が地域の人と交流し、地域を支える担い手となる人づくりを進めます。

### **（4）社会教育の推進**

①社会教育施設とその機能の充実を図ります。

「木更津市公共施設再配置計画」等に基づき、機能の維持を図りながら社会教育施設と小中学校との複合化による再配置を検討します。

②住民主体の地域づくりの担い手を育成、支援します。

防災や福祉、青少年健全育成などについて、解決すべき地域の課題があります。地域で自ら課題を解決する力を養い、協働してまちづくりを進められる地域の担い手の育成、支援をします。

### **（5）スポーツ・レクリエーションの振興**

①学校体育施設の有効活用を図ります。

市民が気軽にスポーツをするための施設の確保が必要です。引き続き、学校体育施設の有効活用を積極的に進めます。

②スポーツ大会の開催及び誘致・支援を推進します。

江川総合運動場の陸上競技場等を活用して、児童生徒を対象とした各種スポーツ大会を積極的に誘致するとともに、児童生徒がスポーツに接する機会を増やします。

### **（6）市民文化の充実**

①多彩な芸術文化活動を推進します。

市民が身近な地域文化や多彩な芸術文化に触れる機会を提供するとともに、市民の芸術文化活動の発表の場となる新たな市民会館ホールの建設及び運営方法について検討します。

②文化財を活用した地域の活性化を推進します。

金鈴塚古墳出土品など地域の特色ある文化財の価値や魅力を市内外に広く発信することを通じて、郷土意識の醸成や観光・産業振興等に活かします。

#### **(7) 人権擁護の推進**

①人権問題に係る教育や啓発等を推進します。

児童虐待、いじめ問題などの身体的、精神的な暴力の防止を図るとともに、L G B T等への差別、偏見などさまざまな人権問題に対して、多様性を認め合える豊かな心の育成をします。